

(整理番号 417)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第1回大阪府電気機械器具製造関連産業
最低賃金専門部会議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月26日(金)
午前9時20分から同10時35分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 2 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
 - (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 議事録への署名廃止について
 - (3) 審議の進め方について
 - (4) 審議資料について
 - (5) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
 - (1) 部会長に服部委員、部会長代理には衣笠委員が選出された。
 - (2) 議事録への署名について、廃止することとなった。
 - (3) 今年度の大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とすることが確認された。
 - (4) 事務局から、専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
 - (5) 事務局より、審議資料の内容について説明が行われた。
 - (6) 大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、労使から以下の主張が行われた。

- ・ 労働者代表委員からは、大阪における主要産業の一つである電機産業の基幹労働者の最低賃金は、他業種と比べて過去から低水準で推移しており、相対的な引上げが急務である等の理由から改正決定の必要性は有りとする主張があった。
- ・ 使用者代表委員からは、電機各社においてコロナ禍前の水準近くまで業績が回復したもののその度合いは業態によって濃淡があるのが実態であり、また、長引く部材不足や原材料・物流コストの高騰、急激な円安等の外部環境を背景に収益面で厳しさが増している等の理由から改正決定の必要性は無しとする主張があった。

(7) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。